

申11号

千葉支社の現業機関における柔軟な働き方の実現について (船橋統括センター発足) に関する申し入れ

2024年11月22日 千葉支社と団体交渉開催! その2

5. 新庁舎内におけるレイアウトおよび備品等については、全社員からの意見を取り入れ、働きやすい環境整備に努めること。特に、食事に必要な備品、洗濯機、乾燥機などを設置すること。

(回答) 統括センター乗務ユニットの設備等については、必要な整備等を実施して考えである。なお、現在のところ、洗濯機および乾燥機を設置する計画はない。

● 洗濯機・乾燥機を設置しない理由

- ▶ 全員が使用するわけではないこと
- ▶ 設置することによるメンテナンスの問題
- ▶ モラルが問われる使用の仕方が散見されたこと

雨に濡れたり、
汚れたりすることもあることから
>> 設置を強く求める!

「ご意見は賜った」との回答により対立!!

● 食事関係の備品について

〔現状〕

- 冷蔵庫2台、電子レンジ1台、
電気ポット1台、電気ケトル1台

電子レンジと電気ポットを追設するべき!
食事を摂れないことがあってはならない!
内勤者が昼食を摂る昼間には不足しているのが現状!

必要な改善があれば対応を図ることを確認!!

6. 蘇我運輸区京葉派出所における庁舎休養室の防音・振動対策を施すこと。

(回答) 現行設備で対応されたい。

組合 振動、騒音について対策しているのか。

会社 高架下の古い設備であり振動・騒音は、承知している。2019年に環境測定を行い、遮音・吸音ボードを壁に設置した部屋を試行したが、効果が得られなかった。またベッドを鋼製から木製のものに取り替えたり、ベッド下に吸音ゴムを入れたりしている。抜本的な解決は建て替えが理想だが、現状は厳しい。

- ▶ 建て替えや周辺の空き地への乗泊の移設、派出所の他区への変更など、もっと踏み込んだ対策をすべきであることを要請
- ▶ 行路(派出所)の宿泊地(他区へ)の変更についても検討を要請

- 会社としてそのような検討をしたことはない。
- 引き続き、改善に取り組んでいく。

>> 確認!!

7. 労働安全規則第628条に基づき、安全と健康および快適で働きやすい職場環境の実現を図るべく、以下の箇所についてトイレ新設および男女別トイレ等の改修を実施すること。

- ① 西船橋駅北部庁舎および9・10番線乗務員詰所内
- ② 南船橋駅ホーム設置乗務員用
- ③ 海浜幕張駅ホーム設置乗務員用

(回答) トイレについては、西船橋駅では船橋統括センター乗務ユニットおよび11・12番線ホームを使用することとなる。また、南船橋駅ホームについては、改修工事を行ったところである。なお、海浜幕張駅ホームにおいては、新設移設したところである。

“西船橋駅北部庁舎のトイレ”を
緊急時に使用可能に!!

ただし、普段は統括センター乗務ユニットの
ものを使用すること >> 確認!!

ホーム上の緊急用トイレ
(海浜幕張駅、南船橋駅、葛西臨海公園駅)

▶ 緊急用であることを理由に個室共用
タイプを設置 >> 対立!!